

令和3年度 事業計画書

令和3年度においては、昨年度策定した【中期経営方針】(2020～2022)に基づき、下記の重点事項を中心として積極的に事業を展開します。

重点事項1 関係者と一体となった建設キャリアアップシステムの強力な推進

- ・ 国、関係団体が一体となったシステムの普及活用の推進
- ・ 更なる利便性の向上を図るためのシステムの整備
- ・ 事業採算を踏まえた財源の確保、事業収支の改善

重点事項2 新たな担い手確保・育成策の推進

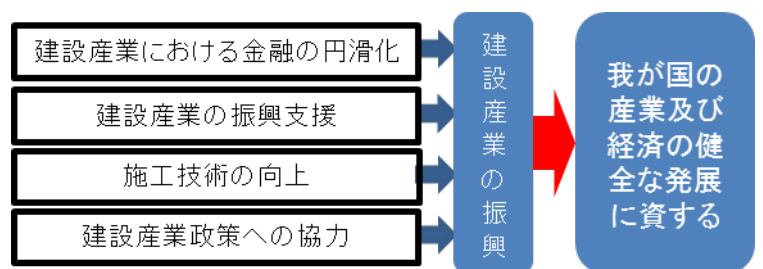
- ・ 建設産業人材確保・育成推進協議会の拡充・活性化
- ・ 教育機関との連携強化による担い手の確保の促進
- ・ 担い手確保・育成コンソーシアム事業の定着支援
- ・ 建設労働者育成支援事業及び就職氷河期世代向け短期資格等習得コース事業の実施

重点事項3 法令等の改正を踏まえた新たな試験・講習制度等への的確な対応

- ・ 経営事項審査制度（経審）改正に伴う登録建設業経理士に対する講習の創設・実施
- ・ 技術検定制度における「技士補制度」の導入
- ・ 試験問題再編及び1級受検資格緩和への対応、経審改正に伴う建築・設備施工管理 CPD 制度の拡充・推進

事業の目的と体系

本財団は定款において、建設産業における金融の円滑化、建設産業の振興支援、施工技術の向上等に関する事業を行うとともに、建設産業政策への協力に関する事業を行うことにより建設産業の振興を図り、わが国の産業及び経済の健全な発展に資することを目的に掲げています。



事業計画

I 建設産業における金融の円滑化	(頁)
① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) / 地域建設業経営強化融資制度 (SN2)	3
② 下請債権保全支援事業	4
③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あっせん	5
II 建設産業の振興支援	
(1) 助成事業	
④ 建設産業活性化助成事業	6
(2) 経営改善	
⑤ 建設業経営者の経営力強化 (建設業経営者研修)	7
⑥ 建設業経理検定試験・研修・講習	8
(3) 情報化推進 (CI-NET)	
⑦ 電子商取引の標準化	9
⑧ 電子商取引の普及推進	10
(4) 人材確保・育成	
⑨ 建設キャリアアップシステムの開発・運営	11
⑩ 建設労働者育成支援事業	厚生労働省受託事業 12
⑪ 就職氷河期世代の方向けの短期資格習得等コース事業	厚生労働省受託事業 13
⑫ 中小企業等担い手育成支援事業	厚生労働省受託事業 14
⑬ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等	15
⑭ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業の定着支援	16
⑮ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等	18
⑯ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業	19
⑰ 建設業経理士の支援・育成 (登録建設業経理士制度の運営)	20
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
⑱ 建設産業にかかる総合的な調査研究等	21
⑲ 建設業経理に関する調査研究等	22
⑳ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供	23
㉑ 連携団体職員合同研修	24
III 施工技術等の向上	
⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験	25
㉑ 監理技術者講習	26
㉒ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援事業 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用)	27
IV 建設産業政策への協力	
㉓ 建設産業の生産性向上の推進 (地域建設産業の生産性向上及び持続性確保)	国土交通省受託事業 28
㉔ 建設業における女性の定着促進	国土交通省受託事業 29
㉕ その他の建設産業政策への協力等	30

I 建設産業における金融の円滑化	
① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) 【担当部：金融・経理支援センター】 地域建設業経営強化融資制度 (SN2) (金融支援課)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に、本財団が債務保証を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%) ②社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率0.2%) ・事業協同組合等に対し次の助成を行う (SN1)。 <ul style="list-style-type: none"> ①出来高査定費用に対する支援として上限25,000円を助成する。 ②事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年1回300,000円を3年間助成する。 ③事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて50,000円～300,000円を年1回助成する。 <p style="text-align: right;">(事業の期限：令和8年3月末)</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保証枠の増額 保証枠の拡充を図るために、利用実績の多い融資事業者への増枠に向けた働きかけ及び新規融資事業者開拓に向けた活動を行う。 ・貸付実績の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ①制度未導入の地方公共団体等の制度導入に向けた活動を行う。(営業エリアが広い、北保証サービス、建設経営サービス、建設総合サービス等と連携して地域における発注の実情やニーズを鑑みた重点的な活動を行う。) ②都道府県、市町村等が主催する説明会等の場を活用して事業のPRを行えるよう働きかけを行う。 ③融資事業者と連携し、組合員向け説明会の実施、ダイレクトメールの発送、専用チラシの作成等を通じた更なる活用促進を図る。 ④金融機関との情報交換等を通じて、地元の資金調達ニーズを把握し、活用促進を図る。 ⑤関連法規等の改正内容をはじめ、建設業の資金調達に関連する情報提供を融資事業者に対して行い、これと併せて幅広く意見交換が可能となる機会を設定する。 ・コロナ禍における広報活動の強化 コロナ禍における中小・中堅元請建設企業の資金調達手段の選択肢として本制度の存在感を高めるべく、融資事業者等と連携し、広報活動の強化を図る。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。

I 建設産業における金融の円滑化	
【担当部：金融・経理支援センター】 (金融支援課)	
② 下請債権保全支援事業	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。 <p style="text-align: right;">(事業の期限：令和4年3月末)</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進に向けた取り組み <ol style="list-style-type: none"> ①ファクタリング事業者に対し事業ニーズに係る調査を行うとともに、利用促進に向けた意見交換等を行う。 ②関係団体等と連携し、都道府県、市町村等が主催する建設企業向け説明会等の場において事業PRを行う。 ③関係団体（専門工事業団体等）に対する周知普及、利用促進活動を行う。 ・事業延長に向けた協議等 <p>本事業の期限が令和4年3月末まで1年間延長されたところ、関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と令和4年度以降の事業延長について協議、検討を行う。</p> ・コロナ禍における広報活動の強化 <p>コロナ禍における中小・中堅下請建設企業等の経営安定化の一助として本制度の存在感を高めるべく、関係団体及び保証ファクタリング事業者等と連携し、広報活動の強化を図る。</p>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・下請建設企業の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の普及拡大を図る。

I 建設産業における金融の円滑化	
③ 共同事業等に必要資金の借入れに対する 【担当部：金融・経理支援センター】 債務保証・助成・融資あっせん (金融支援課)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。さらに、下記①の資金については、借り入れ金利に対して上限2%を6年間助成する。 <ul style="list-style-type: none"> ①共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金 (保証期間：12年、保証割合90%、保証料率0.3%) ②共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金 (保証期間：3年、保証割合90%、保証料率0.3%) ③構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：3年又は5年、保証割合90%、保証料率0.3%) 特例措置として、除染作業の運転資金として構成員に転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記③の資金として債務保証等を実施する(保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1% 出来高査定費用助成：上限10万円、組合事務経費助成：定額2万円、企業事務経費助成：上限2万円(措置の期限は令和4年3月末))。 <p style="text-align: right;">(事業の期限：令和8年3月末)</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進に向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> ①については、パンフレットを活用し、都道府県建設業協会へのアンケート調査結果をもとに、会館等の耐震改修や建て替え等のニーズを踏まえた重点的な利用促進活動に加え、教育研修施設等に対して制度の案内及び利用検討の依頼を行う。 ②については、パンフレットや組合の共同事業等の事例を紹介する「事業協同組合ガイドブック」を活用し、新たな事業展開、既存事業の拡充等を検討する協同組合との間で勉強会を行うなどの利用促進活動を行う。 ③については、除染作業に係る転貸融資について、融資事業者である福島県建設業協同組合と連携を図りつつ、除染作業への活用を促進するとともに、今後の動向の把握に努める。また、新たな転貸融資スキームを検討する協同組合との間で勉強会を行うなどの利用促進活動を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者団体の資金調達を支援するため、本事業の利用拡大に向けた活動を実施する。

II 建設産業の振興支援	
(1) 助成事業 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
④ 建設産業活性化助成事業 (経営改善支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体が自主的に実施する建設産業の活性化に係る調査研究及び研修等に関する事業に対して助成を行い、経営基盤の強化、担い手確保・育成等を通じ、建設産業の活性化の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体（出えん団体、都道府県建設業協会・府県建設産業団体連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1団体あたり上限200万円（特別枠を使った場合は300万円）、本財団が特に認める団体の場合は1団体あたり上限150万円とし、事業経費の4/5を助成する。 近年、自然災害が甚大化している背景もあり、昨年度から導入した「災害備蓄品の購入」も引き続き対象とする。また新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、「オンラインセミナーやリモート会議等に必要な備品の購入」についても引き続き認めることとする。 助成団体の事業の活性化に資するため、令和3年度も引き続き、団体のニーズを把握しつつ、可能な範囲で助成対象事業等の見直しを図る。 本財団の取組に資する活動として、本助成事業に係る業務委託を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 申請受付、内容審査のうえ交付決定 各団体の事業の進捗確認、年度末の報告・精算 交付要綱等の見直し 来年度の募集 委託事業の計画・実施・成果の検証
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象事業は、1) 経営基盤の強化等に資する事業、2) 担い手確保・育成、雇用・労働環境改善に資する事業、3) その他事業 特別枠事業については現状の原価管理、処遇改善、働き方改革、女性活躍、生産性向上（ICTの活用等）、BCP(事業継続計画)、地域連携による担い手確保育成、建設キャリアアップシステム関連等に資する取組のほか、建設業界を挙げて推進すべき重点事業の普及に資するメニューを検討する。 昨年の新型コロナウイルス感染症により何らかの影響を受けている団体が7割程度（令和2年6月実施のアンケート調査より）あることから、また助成対象団体の事業が対面式からオンライン式に変化していくことも予想されることから、助成対象団体の使い勝手向上に向けて、引き続き必要となる費用があれば柔軟に検討していく。

II 建設産業の振興支援	
(2) 経営改善 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑤ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修） （経営改善支援担当部）	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業においては経営層の意思決定が企業に与える影響は特に大きい。このため、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象とした研修会を開催し、今後対応が求められる生産性向上や働き方改革などに的確に対応していけるよう経営管理能力の向上を図るとともに、研修会終了後には交流会を開催し、参加者相互の情報交換やヒント、気づきの場を提供する。（本来は、集合形式の研修+交流会が経営者研修のあるべき姿だと考えているが、コロナの影響により令和3年度も引き続き微妙な状況である。） ・少子高齢化の進展に伴う担い手不足や後継者不足、ICT（情報通信技術）の急速な発展などといった環境変化を踏まえ、中小建設業における経営革新の着眼点や考え方、実践上の課題や改善点・効果などを提供できるよう工夫を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上、担い手確保・育成、働き方改革、ICT（情報通信技術）、事業承継などといった時宜にかなったテーマとし、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象とした研修会（集合形式またはオンライン形式）を開催する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の企画・検討、講師の選定 ・他セミナーと連携して行う研修の検討（経営者研修の波及効果拡大の検討） ・開催に向けたPR及び研修会の開催 ・前年度初めて実施したWEB配信での経営者研修の問題点等を踏まえ、研修の在り方を検討 ・集合型研修とは別形式の「建設業経営者交流会」（仮称）の実施についても、集合式またはオンライン式での実施を企画
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の生産性向上、担い手確保育成、働き方改革、事業承継等のテーマを中心に据え、時流に合ったテーマ設定を行い、リピーター及び新規参加者の増加を目指す。 ・令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の収束状況が読めそうにないため、開催方法等について、昨年度のWEB配信の運営状況や参加者の反応などを見て、適切にオンライン形式または集合形式を採用していく。

II 建設産業の振興支援	
(2) 経営改善 【担当部：金融・経理支援センター】 ⑥ 建設業経理検定試験・研修・講習 (経理研究・試験担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設企業の経営基盤強化を支援するため、建設業会計知識の普及を図る。 担い手確保の観点から高校生等の資格取得を支援し、若年者の建設業界への入職促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設業経理士検定試験（1級・2級）、建設業経理事務士検定試験（3級・4級）を実施する。 講習と試験を組み合わせた建設業経理事務士特別研修を実施する。 新制度に対応した登録経理講習を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月12日（日）に第29回建設業経理士検定試験（建設業経理士1級・2級）を実施する。 令和4年3月13日（日）に第30回建設業経理士検定試験、第40回建設業経理事務士検定試験（建設業経理士1級・2級、建設業経理事務士3級・4級）を実施する。 建設業経理事務士特別研修（3級・4級）を通年にわたり実施する。また、担い手確保の観点から工業高校等の教育機関と連携し、学校単位での特別研修を併せて実施するほか、企業・団体単位での特別研修も実施する。 建設業経理士を対象として新制度に対応した登録経理講習を対面方式、オンライン方式等、様々な方法で実施する。 高校単位での申込に対して実施している検定試験受験料半額をPRし、若年者の受験拡大を図る。 建設業団体に出向き、企業・団体の研修の一環としての建設業経理事務士特別研修の開催を働きかける。 建設業協会等職員に対する資格取得支援を行う（特別研修及び検定試験）。 建設業経理検定試験の出題範囲見直しに関する検討を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県建設業協会との連携をさらに強化し、検定試験及び特別研修の申込者増に繋げる。 検定試験においては、担い手確保の観点から商業高校等からも幅広く申込者を獲得するなど、一層の申込者数、受験率の向上を図る。 特別研修（一般）の受講者数は2,000名（3級900名、4級1,100名）を目標とする。 特別研修（高校生）は受講者数1,400名（3級300名、4級1,100名）を目標とする。 特別研修の総開催回数は約170回を想定（一般100回＋高校等60回＋企業等10回）。 登録経理講習を建設業協会等と連携して実施する。1級2,000名、2級18,000名。（1級オンライン1,500名、対面10回・500名、2級オンライン15,500名、2級対面50回・2,500名）

II 建設産業の振興支援	
(3) 情報化推進(CI-NET) 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑦ 電子商取引の標準化 (情報化推進支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設業界の EDI 標準化機関として、標準ルール (CI-NET LiteS 実装規約等) のメンテナンスを適切に行い、CI-NET 利用企業が安心して導入、運用できる環境を構築する。 CI-NET の利用が進むことで、契約手順の標準化や契約の徹底などにより建設業の法令遵守に寄与することが期待できる。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報化評議会 で新たに策定した「CI-NET 第 4 次 3 ヶ年活動計画(2020～2022 年度)」の 2 年度目として、CI-NET の標準化に関する取組を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 「CI-NET 第 4 次 3 ヶ年活動計画」の具体的な内容として、以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 2020 年度に策定した「移行計画※1」を具体化し、検証を進める中で顕在化した課題に対して最適化を図るための検討を実施する。 ※1:2020 年度に策定した「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2」(主たる改定事項は、2023 年 10 月導入予定の「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」への対応)への円滑な移行を実施するため、新旧バージョンの並行運用の検討並びに各 ASP 等のシステム改修に係る実証(2022 年度予定)等を踏まえた移行計画案 ② CI-NET に関連する ICT の動向調査として、BIM/CIM との関連 (自動積算が CI-NET に及ぼす影響など) を調査する。 ③ 国土交通省ほか 3 府省 (農林水産省、防衛省、内閣府) が発注者として利用する電子契約の動向を確認し、将来 CI-NET との連携の可否についての検討を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> 上記の取組のほか、必要に応じて建設産業における電子商取引等の標準化を推進するため、「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」や「CI-NET LiteS 実装規約」のメンテナンスを行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書等保存方式導入 (2023 年 10 月) に合わせた、CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンによる実運用を 2023 年 4 月開始とするため、2021 年度においてはベンダーの協力のもと、トランスレータの改修を行う。 次期実装規約の運用開始について、CI-NET 利用企業 (情報化評議会 会員外企業含む) に対する周知を図る。

建設産業の振興支援

(3) 情報化推進(CI-NET)

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑧ 電子商取引の普及推進

(情報化推進支援担当部)

<p>事業の ねらい・効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業全体の生産性向上の観点から、更にはコロナ禍においても EDI（電子データ交換）が有効であること（テレワーク等との親和性が高いことなど）を背景に、CI-NET の新規導入に向けた働きかけを行う。 既に CI-NET 導入済みの企業に対しては CI-NET 対象業務の拡大（主に契約業務から契約～出来高・請求業務へ）を図ると共に、CI-NET 対象事業者の拡大（1 次下請から 2 次下請以降への展開）に向けた検討を開始する。
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報化評議会 で新たに策定した「CI-NET 第 4 次 3 ヶ年活動計画(2020～2022 年度)」の 2 年度目として、CI-NET の普及拡大に向けた取組を実施する。 CI-NET に必要な「企業識別コード」及び「電子証明書」を適切に発行する。
<p>事業計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「CI-NET 第 4 次 3 ヶ年活動計画」の具体的な内容として、以下の取組を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 従来対面で行ってきた「CI-NET 説明会」や「個別企業向けの勉強会」については、リモート環境の活用を視野にいった説明会等を実施し、CI-NET による電子商取引の理解と関心を深め、CI-NET 導入企業の増加を図る。 完工高 300 億円以上のゼネコンや事務局に問い合わせ等があった、CI-NET に関心を寄せる企業に対する導入への働きかけを行う。 CI-NET で契約業務を実施している発注側企業に対して、出来高・請求業務への拡大に向けた普及活動を行う。 CI-NET 対象事業者の拡大を図るため、1 次下請から 2 次下請以降への展開に関する検討を開始する。 CI-NET LiteS Ver.2.1 メッセージによる設備見積業務の実運用を開始すると共に、CI-NET 建設資機材コードの変換率向上等の検討を行う。 CI-NET 利用企業に対する実態調査（発注側を対象とする調査、利用企業を対象とする調査）を行い、調査結果の分析を通じて CI-NET 導入支援方策の参考とする。 CI-NET の新たな広報ツールとして、インタビュー形式の記事掲載やビデオ配信による広報に取り組む。 電子商取引に必要な企業識別コード及び電子証明書を適切に発行すると共に、発行に至るプロセスを確認し、電子証明書等の申請者並びに申請書を受領する CI-NET 事務局双方にメリットのある運用を目指す。
<p>取組目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「CI-NET 第 4 次 3 ヶ年活動計画（2020～2022 年度）」の 2 年度目として以下の目標を設定する。 <ol style="list-style-type: none"> 新規導入の発注側企業（ゼネコン）を 3 社～4 社増やす。 CI-NET 利用企業数を 2021 年度末で 14,300 社以上とする。 企業識別コード及び電子証明書発行に係る申込書審査業務の効率的な運用（送付書類等の簡素化など）を構築する。

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：建設キャリアアップシステム事業本部】 ⑨ 建設キャリアアップシステムの開発・運営	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムは、技能者の保有資格、社会保険加入状況、研修受講履歴や就業履歴などの情報を業界統一のルールで登録・蓄積するデータベースであり、登録・蓄積されたデータを活用し、技能者の適切な評価、処遇改善及び技能の研鑽、将来にわたる担い手確保、現場管理の効率化並びに建設業の生産性向上を図るためのシステムである。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 建設事業者及び技能者を登録対象とし、事業者情報及び技能者情報の登録、現場における技能者の就業履歴情報の登録を行うシステムの安定的な運用を行うとともに、蓄積されたデータについて国や関係機関との連携を行う。
事業計画	<p>2020年度に料金改定、追加出捐要請等、利用者及び関係団体に多大な負担をかける事態に陥ったことを真摯に受け止め、運営主体としての責任を全うすべく以下の取組を行う。</p> <p>(1) システムの安定的な運用とコスト削減</p> <p>(2) 技能者・事業者の登録、就業履歴の蓄積など現場利用の強力な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請企業と連携した、関連下請企業・技能者の登録・現場利用促進のための課題分析、優良事例の共有、登録相談会等の実施。 地方公共団体等へのCCUS活用の働きかけ。 これまでより簡易な登録方法を提供する二段階登録申請制度（簡易型と詳細型）の開始。 建退共の電子申請による就労実績報告を活用した、カードタッチによらずに就業履歴を蓄積する仕組みの構築。 期間限定の認定登録機関の開設等による地方部を含めた集中的な登録促進。 ウェブを活用した「CCUS サテライト説明会」等による地方部での説明機会の充実。 スマホ・顔認証等、カードタッチによらない就業履歴蓄積方法の実現可能性の検討等。 <p>(3) 新たな展開の模索</p> <ul style="list-style-type: none"> CCUSの信用力を民間各種サービスで利活用することを通じたCCUSの登録・利用促進。 基金一丸となった、工業高校等の進路指導教諭や保護者、生徒に対するPR活動の推進。 <p>(4) 適切な情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期ごとのCCUS運営委員会で、技能者・事業者登録、現場利用、収支等の状況を報告。 技能者・事業者登録、現場利用等の月次状況報告、利用者には有益な情報をHPで公開 <p>(5) システムの更新に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> システムの更新内容、費用及び合意形成のスケジュールに関する検討に着手。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会における低位推計の達成 技能者登録数 30万人 事業者登録数 2.9万社（一人親方を除く） 就業履歴登録数 20百万件（単年度）

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 ⑩ 建設労働者育成支援事業 (厚生労働省受託事業) 【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業において、若年入職希望者等に対する人材育成の支援体制の整備が急務となっており、離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、訓練生の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、とび、型枠、鉄筋等の躯体系職種等における建設技能労働者の確保に対応する。(技術職及び他の技能職種についても地域のニーズに応じて柔軟に対応) ※令和2年度から3年間の時限措置
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 本財団に中央拠点を設置するとともに、本事業を全国において実施するため、地域の総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置する(地方拠点：20箇所(令和2年度末現在))。 地方拠点には、本財団が雇用する職員を地方駐在の専任職員等として配置するとともに、地域の建設業団体や職業訓練校、教育機関等から構成される協議会(既存の協議会等の活用も想定)と連携して、各地域の状況に即した効果的な事業運営を図る。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 地方拠点の設置(地方拠点の事務所賃貸借契約締結、専任職員等の採用等) 求職者(訓練生)を求人することが見込まれる建設企業及び建設産業団体のニーズ調査 職業訓練の実施方針(対象職種、実施期間、カリキュラム等)の作成 職業訓練に係る業務委託契約の締結 職業訓練生募集業務の実施 職業訓練業務の実施 就職支援業務の実施 職業訓練等における既存プログラムの調査及び体系化に関する研究、整備
取組目標	訓練生数は400名以上 訓練修了率及び訓練生の就職率については未定

※ 令和3年度の厚生労働省の委託事業であり、現段階においては、受託未確定。

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】 ⑪ 就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得 (人材育成支援担当部) コース事業（厚生労働省受託事業）	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。本事業では、仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化等の安定雇用に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と現場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラムを構築し、実施することで就職氷河期世代の方の安定的な就労の促進を図る。※令和2年度から令和4年度までの3年間
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就職氷河期世代（35歳～54歳）の方を対象（受講要件あり）として、訓練生の募集、職業訓練の実施、就職支援までを行う。 ・本財団に中央拠点を設置するとともに、地方拠点を設置する（地方拠点：3箇所）。 ・地方拠点には、本財団が雇用する職員を地方駐在の専任職員として配置し、地域の建設業団体等と連携して、各地域の状況に即した効果的な事業運営を図る。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地方拠点の設置（地方拠点の事務所賃貸借契約締結、専任職員等の採用等） ・求職者（訓練生）を求人することが見込まれる建設企業及び建設産業団体のニーズ調査 ・職業訓練の実施方針（対象職種、実施期間、カリキュラム等）の作成 ・職業訓練生募集業務の実施 ・職業訓練業務の実施 ・キャリアコンサルティング（ハローワークを経由しない直接申込者）の実施 ・就職支援業務の実施 ・職業訓練等における既存プログラムの調査及び体系化に関する研究、整備 ・業界内等における就職氷河期世代の方の正社員就職、正社員転換及び処遇改善等の気運醸成に向けた働きかけ
取組目標	訓練生数：200名以上 訓練修了率：90%（訓練開始した者のうち訓練修了した者の割合） 就職率：67%以上（訓練修了後3か月以内に就職した者の割合）

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 ⑫ 中小企業等担い手育成支援事業 (厚生労働省受託事業)	
【担当部：経営基盤整備支援センター】 (建設労働者育成支援室)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中小建設企業の3年以内の新規入職者を対象として、OJTとOff-JTを組み合わせた訓練を実施し、技能の向上を図る。 ・業界団体等が個々の企業における訓練計画策定や進捗管理を支援することで、堅実なスキル（業界での実務経験や公的資格）を身につけた人材を育成し、事業所の生産性の向上や定着に加え、明確な目標を持って働きながら訓練を受ける環境を整備するなど、人手不足対策の一層の強化を図っていく。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の確実かつ効果的な実施に向け、本事業の周知広報（事業所向け、訓練候補生向け）、訓練計画策定に向けた支援、OFF-JT講習の実施、訓練の進捗把握、補講の実施、相談支援（事業所向け、訓練生向け）等を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体、外部専門家等と連携し、訓練計画策定に向けた支援を行う。 ・3ヶ月に1回程度でOFF-JT講習、熟練度把握のための試験を実施し、一定レベルに達していない者については、補講を実施する。 ・月に1回程度雇用先事業所を訪問し、訓練計画の進捗状況を把握すると同時に訓練生の勤怠状況等も確認し、訓練継続に向けた支援を行う。 ・訓練生、訓練生選出企業の担当者の要望に応じ、相談支援（事業所向け、訓練候補者向け）等を実施する。 ・訓練の計画内容、進捗状況等を確実に把握し、訓練生の確実な訓練実施に寄与する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・各種訓練を通じ、訓練生を確実に3級技能士に合格させ、2級技能士レベルまで育成をする。 ・訓練生・訓練生派遣企業に混乱をきたさないよう確実な訓練を実施するとともに、的確な支援を行う。

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑬ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 (人材育成支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担い手確保・育成に向けた活動を引き続き展開する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的広報活動の更なる充実 建設業界ガイドブックの改訂・配布 作文コンクールの実施 イベント等への参画 人材協事業の活性化、全国展開を図るために、国土交通省各地方整備局等との連携を推進
事業計画	<p>1. 戦略的広報活動の更なる充実</p> <p>昨年度、建設業界ガイドブック工業高校生全員プレゼント、SNS広報の開始、WEBサイトのリニューアルなど、戦略的広報活動の強化に取り組んだところであるが、今年度も以下の事業を行うことで、更なる充実を図る。</p> <p>(1) 建設業界ガイドブック工業高校生等全員プレゼント 工業高校の建設系学科で学ぶ生徒等に建設業界ガイドブックをプレゼントする。</p> <p>(2) 教育関係者との関係構築 建設系工業高校、進路多様校、各都道府県教育委員会など若年者の進路選択に影響のある教育関係者に対して、人材協のツールなどを積極的に提供し、人材協の認知度を高めるとともに直接的な関係を構築する。</p> <p>(3) WEB や SNS、YouTube を活用した情報発信 人材協の活動や協賛団体の取組み、建設業の魅力などの情報をタイムリー且つきめ細やかに発信する。</p> <p>2. 「建設業界ガイドブック」の改訂・配布 建設業の仕事や役割、各職種の情報を網羅した冊子「建設業界ガイドブック」を改訂し、建設業団体や工業高校、進路多様校、各都道府県教育委員会、ハローワーク等の関係各所に配布する。</p> <p>3. 作文コンクールの実施 建設産業で働く方を対象とした「私たちの主張」、高校生を対象とした「高校生の作文コンクール」を実施する。</p> <p>4. その他の担い手確保・育成に資する活動</p> <p>(1) イベント等への参画 夏休み期間に子どもたちが広く社会を知る体験活動の機会を提供する取り組みとして、国土交通省で行われる「子ども霞が関見学デー」などのイベントに参画し、建設業の魅力や社会的な役割を理解してもらうための活動を行う。</p> <p>(2) 学校キャラバンの実施手法の検討 新型コロナウイルス禍において、どのように実施していくか、その手法を検討する。</p> <p>5. 人材協事業の地方整備局との連携 人材協事業の活性化を図るために、国土交通省各地方整備局等との連携を推進する。 (戦略的広報の推進、作文コンクール受賞者への賞状伝達 等)</p> <p>6. 各種会議の運営 運営委員会、全国担当者会議等の会議運営を行う。</p>

取組目標	<p>従来事業を着実に実施するとともに、人材協事業をさらに活性化させるため、今年度は以下の事業に重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 戦略的広報活動の更なる充実・ 建設系工業高校等の教育機関との関係構築・ 「建設業界ガイドブック」の改訂・配布・ 人材協事業の活性化、全国展開を図るために、国土交通省各地方整備局等との連携を推進
------	---

II 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 ⑭ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業の定着支援 【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本財団が事務局を務め令和元年度に終了した「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」の事業成果を持続的なものとするために、令和2年度から令和4年度まで間、定着支援を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワーク事業実施団体が行う取り組みの支援 ・職業訓練校等連絡会議への支援 ・教員免許状更新講習「実務施工体験研修」の実施 ・各種教材及びツール等の活用と更新等
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域連携ネットワーク事業実施団体が行う取り組みの支援 地域連携ネットワーク事業実施団体が行う担い手確保・育成の取り組みのうち、特に効果が表れている事業について支援を行う。 2. 職業訓練校等連絡会議への支援 各職業訓練校等が訓練のノウハウ共有や連携等を行ってきた、職業訓練校等連絡会議の実施にあたる支援を行う 3. 教員免許状更新講習「実務施工体験研修」の実施 本研修は、建設業における施工の実務を体験できる唯一の研修として、平成29年度から実施している。子どもたちの進路選択の際に影響のある教育者に建設業の魅力を伝える重要な機会でもあることから、今年度も継続して実施する。 (開催会場(予定): 静岡、兵庫、福岡) 4. 各種教材及び広報ツール等の活用と更新等 各種教材や広報ツールを人材協事業において活用するとともに、内容の更新等も行っていく。
取組目標	<p>「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」における事業成果が、効果的かつ持続的に発展していけるよう、適切な支援を実施する。</p>

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑮ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者の更なる普及・活用を目指した活動を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者の更なる評価向上へ向けた以下の要望活動を展開する。 <ul style="list-style-type: none"> i 登録基幹技能者が総合評価制度において活用されるよう、公共発注者への要望 ii 優秀職長制度等において登録基幹技能者が評価されるよう、総合工事業者ならびに総合建設業者団体への要望 ・登録基幹技能者講習実施団体が講習で活用する共通テキストを改訂し発刊する。 ・登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けてパンフレットの改訂等を行う。 ・講習実施団体数：35 職種 49 団体 ・登録基幹技能者数（令和元年度末時点）：72, 113 名（令和元年度比 +4, 676 名）
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登録基幹技能者制度推進協議会の運営 <ol style="list-style-type: none"> (1) 総会の開催 令和2年度の事業報告・決算の承認、令和3年度の事業計画、収支予算の決定について等 (2) 運営委員会の開催 令和2年度の事業報告・決算（案）の検討、令和3年度の事業計画・収支予算（案）の検討について等 2. 登録基幹技能者の更なる評価向上へ向けた要望活動 3. 登録基幹技能者講習共通テキストの改訂及び発刊 概ね5年ごとに改訂を行っている共通テキストを改訂し発刊する。 4. 登録基幹技能者パンフレットの改訂 登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けて、パンフレットを最新の情報に改訂し、公共発注者等の関係機関等へ配布する。 5. 登録基幹技能者講習実施団体に対する支援 講習実施団体に対して相談対応等を行うなどのサポート等を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けて、地方公共団体や独立行政法人などの公共発注者や総合工事業者等に対して、登録基幹技能者制度の周知活動を行い、総合評価及び元請企業における活用の拡大を図る。 ・登録基幹技能者共通テキストを改訂し発刊する。 ・登録基幹技能者の評価・活用の拡大に向けて、パンフレットの改訂等を行う。

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：経営基盤整備支援センター】	
⑯ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業 (人材育成支援担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業分野における国際貢献の一環として、発展途上国の建設産業に貢献できる人材の育成を図るため、我が国の技能等の移転を図り、当該発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「外国人技能実習制度」の監理団体として事業を実施するほか、緊急的かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入を行う「外国人建設就労者受入事業」の特定監理団体として事業を実施する。 同時に、当財団の限られた人材を重点事業に集中させるため、新規受入を平成31年度で停止したが、引き続き当事業を適正に遂行するとともに、その縮小に向けた作業を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」を踏まえ、監理団体として適正な対応を執るとともに、実習実施者（受入企業）に的確な情報を提供する。 受入企業の施工現場における実習生の実態等について把握するため、企業巡回時等においてヒアリングを行う。 外国人技能実習制度を統括している外国人技能実習機構等と連携を密にしていくとともに、建設業界における当財団の使命に鑑み、意見を提言していく。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 送出し機関・受入企業・国土交通省・外国人技能実習機構・国際建設技能振興機構と協同して、技能実習及び建設就労に係る監理業務を適切に実施する。 2019年4月に創設された、建設分野における特定技能への移行を支援し、その普及に努める。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 監理団体としての責務を一層的確に果たすため、技能実習生等の労務管理等が適切に行われるよう、労働関係法令等の制度改正に係る情報をはじめとした情報提供サービスを積極的に受入企業に提供していく。 法令に基づく受入企業への巡回の際に、技能実習生・建設就労者との面談、宿舎訪問等を積極的に行うことにより、失踪等の防止に努める。 事業の縮小に向け、2022年度を目途とした事業終了が適切に行われるよう取り組む。 新型コロナウイルス感染拡大の影響等、社会情勢を見極め、事業が適切に実施されるよう引き続き支援する。

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 【担当部：金融・経理支援センター】	
⑰ 建設業経理士の支援・育成 (経理研究・試験担当部)	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級及び 2 級建設業経理士を対象に最新の税・財務等の会計知識をはじめ、実務スキルの向上に資する様々な情報を提供する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ (一財) 建設産業経理研究機構 (以下：機構) と連携して建設業会計に関する継続教育の課題等を分析する。 ・ 登録建設業経理士に対するサービスの充実・提供を図る。 ・ 実務セミナー等に登録建設業経理士が参加する場合に受講料の一部を助成する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業会計に関する継続教育の課題等を分析する。 ・ ウェブサイトやメールマガジンを通じた情報提供を継続的に実施し、Q&A コーナー等のウェブサイトの更なる充実を図る。 ・ 機構が主催する実務セミナー等の講習に対して登録建設業経理士が受講する場合に受講料の助成を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業会計に関する継続教育の課題等の把握に努めるとともに、機構と連携して今後の継続教育の在り方や有効な情報提供の方策を検討する。 ・ 登録建設業経理士の専用 web の充実化を図り、最新の建設業会計に関する情報提供に努める。 ・ 登録建設業経理士のメリットを周知するとともに、機構が主催する実務セミナーの受講者確保に努める。

II 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
⑱ 建設産業にかかる総合的な調査研究 等	
【担当部：企画広報部及び各部】	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業に関する調査研究等を通じて、建設産業振興策の立案等に活用する。 ・本財団の事業促進に関連する団体等との協力体制を強固にし、施策の連携及び高度化を図る。
事業内容	今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する各種の調査研究等を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業の活性化に向けた関係団体との連携強化の推進に係る検討（生産性向上、事業承継等） ・建設産業関係諸データの情報提供に関する検討 ・工業高校生の入職・定着促進に関する調査研究の実施 ・建設企業の地域貢献支援の調査、研究
取組目標	調査研究及び検討の成果がより早く発現するよう、本財団の各部門はもとより、関係する諸機関との緊密な連携を図る。

II 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 【担当部：金融・経理支援センター】 ⑱ 建設業経理に関する調査研究等 (経理研究・試験担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の建設業の経営基盤を強化するため、中小建設企業に対して経営に関する様々な知識を提供する。 ・機構と連携して中小建設企業の調査研究を引き続き行う。 ・建設業会計に関する継続学習の課題等を分析するとともに、今後の継続学習の調査研究を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中小・零細建設業の経営改善等に資するテーマを設けて各都道府県建設業協会と連携し、講習会等を実施する。 ・建設企業経営の実態を調査・分析するとともに、諸課題の解決に向けた調査研究を行う。 ・登録経理講習の課題等の調査研究を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業団体と共催して税財務講習会等を実施する。 ・全国の中小建設企業に対して中小建設業会計の諸課題に関する調査研究などを行う。 ・建設業会計に関する継続学習の課題等を分析する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・税財務講習会は15回の開催を目標とする。 ・建設業会計に関する調査検討結果を取りまとめる。 ・建設業会計の継続学習における課題等の分析を行うとともに、分析結果を踏まえ、講習教材等を見直していく。

II 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
⑳ 「建設業しんこう」の発行及び建設産業に係る情報提供 【担当部：企画広報部及び各部】	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業経営に資する情報の提供を行うことにより建設企業の経営改善等を促進する。 ・本財団が実施する事業及び建設企業や建設産業団体等の活動についての広報を行うことにより、建設産業を国民にとってより身近なものとし、国民と建設産業界を繋ぐ橋渡しの役割を果たす。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「しんこうWeb」による情報提供 ・若年者の入職促進に資するWEBサイト、SNS、ガイドブック等を活用した各事業の広報・情報提供
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」を年間10回発行（メルマガの配信）するほか、企画内容の充実を図る。 ・「建設産業人材確保・育成推進協議会」が行っているWEBサイト、SNS、ガイドブック等のツールを活用しながら、協賛団体をはじめとする業界団体や、若年者、教育関係者などの幅広い対象に向けて、建設産業に関する情報を適時・的確に提供する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業しんこう」の分かりやすく魅力的な誌面構成の検討及びウェブコンテンツのタブレット端末対応等により、更なる内容の充実等を図り、建設企業の経営改善等に資するとともに国民と建設産業を繋ぐ橋渡しとしての役割を果たす。 ・WEBサイト、SNS、ガイドブック等の様々なツールを活用しながら、若年者や教育関係者など、対象に合わせた効果的な広報活動を展開する。

II 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
【担当部：企画広報部及び各部】	
②1 連携団体職員合同研修	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設産業団体の事務局職員の合同研修の開催を通じ、職員の資質向上及び研鑽、相互理解の促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 本財団に対する出えん団体をはじめ、各都道府県建設業協会事務局職員（支部職員等を含む）を対象とした2日間の研修を実施する。 建設産業政策の動向や建設産業団体事務局における実務等に資する知識等（企業経営支援、広報、法務、会計・税務等）に関する研修を実施するとともに、建築物や公共土木施設等の見学を実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 研修参加者アンケートの調査結果を参考に、開催時期・場所を含め企画内容を検討した上で実施する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> グループワークなど、参加者相互の交流促進の観点を踏まえた研修内容を企画し、実施する。 研修実施後のアンケート調査等を踏まえ、より受講者満足度の高い研修会の企画内容を検討し、継続的な研修会の実施につなげる。

Ⅲ 施工技術等の向上	
【担当部：試験研修本部】	
⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験 (試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)	
事業のねらい・効果	・技術検定試験の実施を通じ、施工管理技術者の確保・育成を図り、建設業の施工技術の向上に寄与する。
事業内容	国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定試験を実施する。 ・建築施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級） ・電気工事施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級）
事業計画	・1 級一次検定の実施（令和 3 年 6 月 13 日（日）） ・1 級二次検定の実施（令和 3 年 10 月 17 日（日）） ・2 級一次検定(前期)の実施（令和 3 年 6 月 13 日（日）） ・2 級一次検定(後期)及び一次・二次検定の実施（令和 3 年 11 月 14 日（日）） ・令和 3 年度の技術検定試験制度改正に対応
取組目標	・建築・電気工事施工管理技術検定試験の適確な実施・運営 令和 3 年度の技術検定試験制度改正*に伴う業務の増加を踏まえつつ申込審査、試験問題の作成、試験実施等を適確に行う。 また、新型コロナウイルス感染防止に努めつつ試験を実施する。 ※令和 3 年度の技術検定試験制度改正 ①検定の構成の変更(学科・実地 → 一次・二次) ②1 級一次検定の受検資格緩和(2 級合格者は 1 級一次の受検資格を有す) ③「技士補制度」の導入(若年層の建設業界への入職促進、高水準にある離職率の抑制) ・施工管理技術者の確保・育成に資する受験者の利便性向上・拡大策の検討 インターネット申込は願書購入が不要となるため、再受験者に対しネット申込の利便性を周知する。 ・業務の見直しによる経費節減の実施 インターネット申込に関連する機能の絞り込み等により経費の節減を実施。
備考	・受験申請見込者数 【建築（1・2 級合計）】 101,211 名（R1 実績） → 108,270 名（R2 実績*） → 117,500 名（R3 推計） 【電気（1・2 級合計）】 41,224 名（R1 実績） → 41,705 名（R2 実績*） → 46,500 名（R3 推計） ※中止となった 2 級学科試験（前期）の申請人数（建築 14,114 名、電気 3,263 名）を含む。 ・受検手数料の改定に伴う収入増 令和 3 年度の受検手数料改定による収入の増加。

Ⅲ 施工技術等の向上	
【担当部：試験研修本部】 (試験管理・講習部)	
⑳ 監理技術者講習	
事業のねらい・効果	・建設工事の適切な施工を確保する上で重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律・制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図る。
事業内容	国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第 25 条の 27 第 3 項に基づく、監理技術者講習を全国において実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・講習予定回数 1,150 回（対面 24 テレビ 1,126 回） （開催予定都市：47 都道府県、約 300 会場において開催） ・受講者推計 38,200 名
取組目標	<p>【年間目標】受講予定者数 38,200 名</p> <p>(1) 受講者数拡大による収入増加策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建設業団体と連携しPRチラシの配布及び協力体制の強化を図る。 ②企業申込データ等を分析して出張講習の営業強化を図る。 ③他事業との連携により営業強化を図る。 <p>(2)地区別受講者データ分析を実施して、令和 3 年度以降の効果的な事業計画を策定</p> <p>(3)オンライン講習を検討のうえ実施</p>
備考	<p>受講者推計</p> <p>令和 2 年度計画 46,900 名 → 令和 3 年度推計 38,200 名</p>

Ⅲ 施工技術等の向上	
②④ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援事業 【担当部：試験研修本部】 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用) (試験管理・講習部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・設備施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD）制度を通じ、技術者の技術力の維持・向上を図る。
事業内容	建築・設備施工管理 CPD 制度の拡大と安定的な運営
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・設備施工管理 CPD 制度の参加者拡大及び実績証明書利用拡大に向けた普及活動の推進 ・ 地域での認定プログラムの拡大 ・ 確実な実績証明書発行事務の実施
取組目標	<p>【年間目標】 令和 3 年度参加者累計 13,000 名 (2,000 名の年内増加を目指す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度参加者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ①令和元年度に制度説明を行った設備系協会と連携して CPD 制度の周知普及を図る ②普及の成功例を整理し新規参加を検討中の団体や大手企業等への説明等に活用する ・ 発注機関への制度利用の促進 各地の協会等と連携し当制度の実績証明書利用拡大に向けた活動の実施 ・ 建築・設備施工管理 CPD 制度の普及推進 プログラムの受講機会が極端に不足している設備系の認定プログラムの拡大に努める ・ e ラーニングの推進 e ラーニングの実施を希望しているプロバイダーと連携して周知普及を図る ・ 確実な実績証明書発行事務体制の確立 令和 3 年度より経営事項審査に新たに CPD 実績が活用される予定であるが、これにより急増が見込まれる実績証明書を確実に発行できる体制の検討を行い、必要な措置を調整・実施する
備考	(令和 2 年 10 月 31 日現在) 参加者累計 11,353 名 (令和 3 年度当初推計参加者数 11,000 名)

IV 建設産業政策への協力	
㊸ 建設産業の生産性向上の推進（地域建設産業の生産性向上及び持続性確保） （国土交通省受託事業）	【担当部：経営基盤整備支援センター】 （経営改善支援担当部）
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課・建設業課の委託事業であり、令和2年度は「地域建設産業のICT活用による生産性向上等に関する調査検討業務」として受託した。 ・令和3年度の受託事業については、国土交通省との業務委託契約（発注仕様）により規定されるもので、まだ未定である。 ・中小・中堅建設企業は生産性向上が必要不可欠であるが、個社レベルでは投資資金・人材が限られており、ノウハウも蓄積されておらず、取組が進んでいない。 ・このため、令和2年度同様、新技術導入への対応や企業活動の継続促進（M&A）に関する相談支援等を行うことで、地域における中小・中堅建設企業の実業性向上と持続性確保を推し進める必要がある。 ・以下は、令和2年度の事業内容等である。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小中堅建設業企業向けの相談窓口を設置し、経営改善や生産性向上、事業承継、また新型コロナに係る資金繰り等の幅広い課題について、建設業に精通した専門家による相談対応を実施。 ・生産性向上に資するモデル事業及び重点アドバイス支援の実施、また事業承継(M&A)に関する重点アドバイス支援の実施。併せて現状の実態やニーズ等把握調査を実施。 ・モデル事業案件等の中から優良な取組事例を集約し事例集を作成、セミナー等を通じて中小中堅建設企業にノウハウ等の効果的な横展開を実施。 ・本事業の円滑かつ効果的な実施に資するための「委員会」の設置。 ・事業内容の評価・分析及び報告
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務への対応として、全国にアドバイザーとなりうる人材を例年通り確保する。 ・支援事業やモデル事業の開始・募集に伴うPR・周知活動を実施する。 ・重点事業、モデル事業実施企業の選定のため審査会を開催する。 ・重点事業、モデル事業の選定企業の事業進捗状況等の確認のため現地調査、ヒアリング調査等を実施する。 ・本事業を円滑かつ効率的に進めるための「委員会」を設置する。 ・WEBアンケートやセミナーの開催、WEB事例集の制作を行う。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援や重点アドバイス支援、モデル事業の実施を通じて、中小・中堅建設企業の実業性向上・事業継続に資することを目標とする。 ・他の建設企業の参考となる事例集等を作成する。

※ 令和3年度の国土交通省からの受託事業については、現段階においては受託未確定。令和2年度は補正予算が付き当初予算と合わせて1.2億円の事業規模であったが、令和元年度のように低予算（約1千万円）に戻ってしまうようなことがあれば、相談支援業務の実施は厳しくなるので、国土交通省との協議が必要である。

IV 建設産業政策への協力	
②6 建設産業における女性定着の促進 (国土交通省受託事業) 【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課の委託事業である。建設産業における女性定着促進の機運がさらに高まり、建設産業で働く全ての女性が働き続けやすい環境整備の実現などに向けた各種取り組みを行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 女性の定着促進に向けた調査を実施し、キャリアパスやロールモデル集の作成等を行う。 各地域において女性定着に取り組む団体の取組支援。 建設産業女性定着支援ネットワークの活動充実に資する事業を実施する。
事業計画	<p>本財団は令和2年度にも女性定着促進に関する事業を受託しており、令和3年度についても事業を受託し、以下の取り組みを行っていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 女性の定着促進に向けた調査 <ul style="list-style-type: none"> 「女性の定着に向けた建設産業行動計画」の取組状況の把握や、女性技術者や女性技能者など、それぞれの職種におけるキャリアパスを見える化するためのロールモデル集を作成することなどを目的とした調査を実施する。 各地域において女性定着に取り組む団体の取組支援 <ul style="list-style-type: none"> 出前講座や現場見学会、ワークショップ開催、教材作成などの取り組みへの支援を行う。 建設産業女性定着支援ネットワークの運営 <ul style="list-style-type: none"> 建設産業女性定着支援ネットワークの事務局として、国土交通省やネットワーク登録団体が行う女性定着促進に関する取組の周知・広報を行う。 ネットワーク登録団体の取組支援などを行いながらネットワーク活動の充実を図る。また、登録団体以外で女性定着促進に向けた取組を行っている団体のネットワーク登録を促進する。
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> 女性の定着促進に向けた調査を実施し、キャリアパスやロールモデル集の作成等を行うことで、女性定着促進に向けた好循環につなげていく。 女性定着に取り組む団体を支援し、取組成果の共有や横展開を行う。 ホームページやその他のツールを活用しながら広報活動を展開する。 建設産業女性定着支援ネットワークの事務局として、登録団体の取組支援などを行いながらネットワーク活動の充実を図るとともに、登録団体を増やす取り組みを行う。

※ 令和3年度の国土交通省の委託事業であり、現段階においては、受託未確定。

IV 建設産業政策への協力	
⑳ その他の建設産業政策への協力等 (国からの受託事業等) 【担当部：各部】	
事業の ねらい・効果	国土交通省又は厚生労働省等からの受託等により、事業を実施することを通じて建設産業の振興を図る。
事業内容・ 事業計画	必要な事業の受託等を行ったうえで、本財団の保有するノウハウ等を積極的に活用し事業を実施することにより、所要の成果を上げる（個別具体の事業内容は未定）。
取組目標	受託内容等に応じて効率的に事業を展開すること等により、建設産業の振興に資する。

令和 3 年度 事業計画書

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4-2-12

電話：03-5473-4570

URL <https://www.kensetsu-kikin.or.jp>

